

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

公表日

令和4年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、法定受託事務として以下の事務を行う。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等にかかる届出の受理、確認 ②任意加入、特例による任意加入に係る申出の受理、確認 ③付加保険料納付にかかる申出の受理、確認 ④氏名・住所等の変更にかかる届出の受理、確認 ⑤基礎年金番号通知書再交付申請の受理、確認 ⑥国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、所得等の事実確認 ⑦国民年金保険料の法定免除の受理、確認 ⑧老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金にかかる請求届出等の受理、確認 ⑨未支給年金、死亡一時金にかかる請求届書等の受理、確認 ⑩年金生活者支援給付金に関する届出書等の受理、確認
③システムの名称	宛名システム、国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項、95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部医療介護課
②所属長の役職名	医療介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 行政課 TEL (0791)43-6850
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 健康福祉部 医療介護課 TEL 0791-43-6813

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、以下の事務を行う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ②被保険者の資格取得の届出勸奨 ③被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ④被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ⑤生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑥老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金の請求受付及び日本年金機構への報告 ⑦年金生活者支援給付金に関する届出の受付及び日本年金機構への報告(税制抜本改革の施行時期に合わせて平成29年4月1日から実施)	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、法定受託事務として以下の事務を行う。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等にかかる届出の受理、確認 ②任意加入、特例による任意加入に係る申出の受理、確認 ③付加保険料納付にかかる申出の受理、確認 ④氏名・住所等の変更にかかる届出の受理、確認 ⑤年金手帳再交付申請の受理、確認 ⑥国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、所得等の事実確認 ⑦国民年金保険料の法定免除の受理、確認 ⑧老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金にかかる請求届出等の受理、確認 ⑨未支給年金、死亡一時金にかかる請求届書等の受理、確認 ⑩年金生活者支援給付金に関する届出書等の受理、確認	事後	
平成28年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の31の項、95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号)第24条の2	事後	
平成28年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成28年12月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年12月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 西田 佳代	市民課長 西岐 厚志	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	市民課長 西岐 厚志	市民課長	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	—	新規追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項、95の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府令/総務省令第5号)第24条の2	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項、95の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府令/総務省令第5号)第24条の2、第6 8条の2	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民部市民課	健康福祉部医療介護課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長	医療介護課長	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	赤穂市役所市民部市民課 TEL 0791-43-6820	赤穂市役所健康福祉部医療介護課 TEL 0791-43-6813	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月31日時点	令和3年6月30日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、法定受託事務として以下の事務を行う。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等にかかる届出の受理、確認 ②任意加入、特例による任意加入に係る申出の受理、確認 ③付加保険料納付にかかる申出の受理、確認 ④氏名・住所等の変更にかかる届出の受理、確認 ⑤年金手帳再交付申請の受理、確認 ⑥国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、所得等の事実確認 ⑦国民年金保険料の法定免除の受理、確認 ⑧老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金にかかる請求届出等の受理、確認 ⑨未支給年金、死亡一時金にかかる請求届書等の受理、確認 ⑩年金生活者支援給付金に関する届出書等の受理、確認	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、法定受託事務として以下の事務を行う。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等にかかる届出の受理、確認 ②任意加入、特例による任意加入に係る申出の受理、確認 ③付加保険料納付にかかる申出の受理、確認 ④氏名・住所等の変更にかかる届出の受理、確認 ⑤基礎年金番号通知書再交付申請の受理、確認 ⑥国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、所得等の事実確認 ⑦国民年金保険料の法定免除の受理、確認 ⑧老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金にかかる請求届出等の受理、確認 ⑨未支給年金、死亡一時金にかかる請求届書等の受理、確認 ⑩年金生活者支援給付金に関する届出書等の	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点	事後	